

園外保育安全マニュアル

平成29年4月1日

(令和6年6月7日 改定)

ありんこ親子保育園

I 園外保育の目的

通常の園内における保育では触ることのできない野原、公園などの自然や社会の事象について、園外において子どもたちの興味や関心を育てるとともに、それらに対する豊かな心情を培うための保育を行う。

また、公共交通機関を利用し、生活圏を広げる経験を通じて、社会の仕組みを知り、思考力はもとより適応力を身につけることを目的とする。

II 園外保育の定義

このマニュアルにおいて、園外保育とは、保育園の敷地の外において行う保育活動を言う。ただし、午前中に出発し、おおむね11時30分ごろまでに帰園するものは散歩と位置付け、園外保育から除く。

III、園外保育安全マニュアルの意義

園外保育の目的を達成するための安全・確実な手順について定める。同時に事故後の緊急時対応についても定め、職員の行動基準とする。

IV 園外保育実施条件

1 目的地の選定基準

- (1) 園外保育の場所は特性に応じて、プラネタリウムや動物園、水族館などの施設、管理体制がはつきりしている公園、一般の河川・山、というレベルに分けることができる。これら特性と年齢、体力等子どもの発達段階を踏まえて園外保育の目的に合った場所の選定を行う。
- (2) 緊急時の対応を想定し、救急車等緊急車両がどこまで乗り入れできるか確認すること、及び近隣の警察署・消防署・病院先を事前に把握し連携が図れるように留意する（特に山には注意する）。

2 目的地での活動内容

年齢、体力等子どもの発達段階や実施場所を踏まえて園外保育の目的に合った活動を行う。

3 交通手段の選定基準

園外保育の目的や子どもの年齢、体力に応じた交通手段を選定する。おおむね、公共交通機関の利用は4歳児以上のクラスとする。

4 引率体制基準

- (1) 園外保育の実施場所を2つに分類する。

① 施設の管理責任が明確な施設。例えばプラネタリウム、動物園、美術館、公園など…引率は最低3名とする。

②自然を利用した場所。例えば山、河川など…引率は最低4名とする。

※ 年齢にかかわらず、この引率者数は最低ラインとする。この数には園長、主任を含む。

※ 必要に応じて引率者を追加する。

(考慮する項目) 子どもの年齢、人数、実施場所、そこに至るまでの経路・距離、活動内容、子どもの状況、など

- (2) 園長または主任が責任者となる。

(3) 事故等を想定し、事前に事故発生時の対応について共通認識をもっておくこと（役割分担を考慮しておくこと）。

(4) 事故等で園長、主任が欠けた場合における代理の順位をあらかじめ決め、その順に意思決定を行う。

- (5) 園外保育は可能な限り担任や常勤職員で行う。

(6) 園長が不在の場合は、主任が園長代理とする。

5 保育園の体制

(1) 園長または主任が園側責任者となる。

(2) 園外保育実施日の保育士等の出勤体制を確認し、園に残る職員について配置確認をする。

6 実施基準

(1) 園外保育は、1日に1件の実施とする。

(2) 出発から帰園までをおおむね6時間程度の範囲内で実施する。帰園時間は遅くとも午後3時ごろをめどにする。

V 実施手順

1 目的の設定

(1) 園外保育実施にあたり、その目的を設定する。

(2) 計画担当者を決める。

2 実施時期・場所の確定

子どもは月齢差などで成長の度合いが大きく異なるため、実施時期や移動距離を考慮した時期・場所を選定する。

3 実地踏査

(1) 園外届もしくは行事起案書を作成する。

(2) 園外保育実施1ヶ月から2週間前までに実施する。ただし、必要がある場合は直近に再度実施する。雨天の場合の場所についても実地踏査を行うこと。

(3) 実地踏査は、計画担当者と引率の職員1名にて行い、なるべく実施予定時間と同時間帯に行うこと。

(4) 実地調査を行うこと。地図等を活用し、必要事項を落とし込むこと。

(5) 近くの行政機関、医療機関、無線タクシー会社を調べておくこと。

(6) 危険場所、禁止場所の設定をし、自由行動の範囲を決める。

4 計画書の作成

(1) 実地踏査を元に、市外に園外保育に行く場合は園外届もしくは行事起案書に留意点、着眼点を記入する。

(2) 親子遠足以外での園外保育の出発場所、帰着場所は、保育園とする。

5 事前準備

(1) 保育園内では

ア 実地踏査を踏まえた園外届もしくは行事起案書の内容について、引率者全員で打ち合わせを行う。
打ち合わせには園長が必ず出席し、必要な指示を行う。

イ 園外保育計画は、園長を中心に引率者以外の職員を含め全体周知する。

ウ 車酔いしやすい子どもについて、事前に保護者との打ち合わせをしておく。

(2) 園児には

ア 引率者、グループ構成、グループリーダー、手をつなぐペアの相手、園外保育中は必要な場合はそのメンバーで行動するということを理解できるように指導する。

イ どのような場所に行くか、どのようなことに気をつけなければならないかを理解できるよう指導する。

ウ 自然体験活動の際は園内での活動とは異なるものであることから、園児に対して事前に①ルール・マナーの遵守、②安全に対する意識づけ、③自己責任の意識づけを説明し、年齢に応じた安全教育を行う。

(3) 保護者には

- ア 園外保育の実施のお知らせを作成、周知する。参加の有無は保護者判断とする。お知らせは行程だけではなく、連絡がつく連絡先やなどを詳細に記載し詳しく記入する。
イ 園外保育前日には十分な睡眠をとるなど、子どもの健康管理に向けて協力をお願ひする。

6 実施当日

(1) 注意事項

ア 出発前の注意

- ・園児の体調をチェックする。体調の優れない子どもについては、園で保育することや、計画変更について園長が決定する。
 - ・当日は、ミーティングにおいて、子どもの出欠状況、注意すべき箇所等、園外届もしくは行事起案書に基づいて、引率者間で確認しあう。
 - ・子どもの身支度（靴・ズボンの丈など）をチェックする。
 - ・天候状況を把握し、現地及び園の地域に警報や注意報が出ていないか確認する。
- 発令されている場合は中止とする。また起案書に最寄りの避難場所・病院名および消防などの関係機関先（住所・番号）を記載する。
- ・必要に応じて事前に事故対処・救急処置トレーニングを実施する。
 - ・当日は緊急災害カードを忘れずに持参する。

イ 移動手段別配慮事項（徒歩、電車、路線バス、借上バス）留意点

イ 移動手段別配慮事項（徒歩、電車、路線バス、借上バス）留意点	
徒歩	<p>基本は二人一組で、手をつないで、行動させる。当日は常に同じペアで手をつなぐようとする。ただし、階段部分（歩道橋など）は手をつながないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none">・広い道路を渡るときは歩道橋を渡る。・引率者は道路側に付き両手をふさがないようにする。 <p>引率者は先頭、後方、中央とあらかじめつく位置を決めておく。</p> <p>動物、危険物（自動車、自転車、バイク、看板等）には触らせないように気をつける。</p>
電車	<ul style="list-style-type: none">・立っている場合の安全確保。 <p>乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。</p> <p>ホームでは、電車から十分距離を取ること。駅では、エレベーターやエスカレータを使用せずに階段を使用する。</p> <p>電車では、状況を見て、他の乗客とぶつからないように何箇所かに分かれて乗る。</p>
路線バス	<ul style="list-style-type: none">・立っている場合の安全確保。 <p>乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。</p>
借上バス 園バス	<ul style="list-style-type: none">・シートベルトは必ずさせる。 <p>補助席、運転席隣の最前列は危険なので子どもには座らせない。</p> <p>乗降時の安全確保を図るため、その場所に付き添って安全を確認する。</p> <p>バスが駐車するためにバックがあるので、降りたあとも気をつける。</p>

※園バスについては別途 園バスマニュアルを参照

ウ 緊急時の対応について

緊急時に必要な用具や救急箱を事前に確認し、使用方法を把握しておく。また、病院や警察などの連絡先を一覧表にし、連絡方法や手順を確認しておく。

(2) 危険への対応について

① 気象・自然現象による危険

- ア 大雨によって川の増水や土砂崩れに注意する。常に水位に気をつけ、雨が降っていなくても水量が増えてきた場合は、活動をやめて避難する。
- イ 落雷の危険を感じたら、活動をやめて建物などに避難する。
- ウ 気温が高い日の活動は熱中症の危険を考慮し、定期的に水分補給を行うようとする。また、休める日陰を確認・確保しておく。

② 危険生物による危険

- ア スズメバチなどのハチを見かけた場合は、騒がず刺激しないよう身を低くしてじっと動かない。
- イ ヘビを見かけても刺激せず、通り過ぎるのを待つ。
- ウ マダニに刺されないためには肌を露出しない服装の徹底を心がけるが、刺された場合は引きはがさず、速やかに病院へ搬送する。

③ 自然の植物による危険 毒キノコやウルシなど、誤って食べてはいけない・触ってはいけない自然植物を確認し、園児や引率者に周知する。

④ 人による危険

- ア 園児の年齢や発達段階を踏まえ、危険な箇所へ行かないよう周知するとともに引率者は監視しておく。（行動による危険）
- イ すべての園児を見渡せない活動場所や移動中において、園児が行方不明とならないよう、適宜人数確認を行う。現地を出発する際は必ず、園に状況と人数を報告すること。

(3) 万が一事故などが発生した場合の対応

- (1) 事故への対応手順 あらかじめ決めた役割分担や手順に沿って対応するとともに、二次災害を防ぐために「冷静になる」、「園児や引率者の安全確保」、「自分自身の安全管理」を意識して行動する。
- (2) 緊急の場合は、社用車及び園バスに設置してある「緊急連絡先表」を確認し、連絡をして指示を仰ぐ。必要な場合は、自ら近くの病院に搬送する。
- (3) 同時に職員が手分けして、関係者への連絡あらかじめ定めた連絡体制により、園や関係機関へ連絡をするとともに、事故の記録を行う。警察・消防に通報⇒園長・主任に状況報告⇒保護者へ連絡（緊急災害カード）

7 実施後の安全確認、評価・反省

園児や引率者にけがや虫刺され等がないか身体安全確認を行うとともに持ち物の点検を行う。また、引率者が実施報告を行って評価・反省をし、施設内で共有することで、今後の活動の参考につなげる。